

議案第 57 号

財産の貸付けについて

貸付料を減額して財産を貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 貸し付ける財産

建物 （1）プール専用付属室

構造：木造 平屋建

延べ床面積：38 平方メートル

（2）管理教室棟

構造：鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ床面積：1,717 平方メートル

（3）食堂

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：68 平方メートル

（4）空調機械室 1

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：22 平方メートル

（5）空調機械室 2

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：67平方メートル

(6) 屋内運動場

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：550平方メートル

(7) 石油保管庫

構造：鉄骨造 平屋建

延べ床面積：4平方メートル

工作物 (1) プール

延べ床面積：644.75平方メートル

2 貸し付ける相手方

東京都台東区東上野二丁目16番1号

日立建機株式会社

代表執行役 執行役社長兼COO 先崎 正文

3 貸付期間

令和7年8月1日から令和15年3月31日まで

4 貸付料

無償

5 減額する理由

当該財産を無償で貸し付けることにより、廃校施設の有効活用、地域活性化及び市負担経費の削減が図られるため。